

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年4月30日現在

機関番号：32670

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530875

研究課題名（和文）障害を有する児童・生徒の学校事故に関する研究

研究課題名（英文）Study on school incidents related to students with special needs

研究代表者

坂田 仰（SAKATA TAKASHI）

日本女子大学・教職教育開発センター・教授

研究者番号：70287811

研究成果の概要（和文）：

障害を有する児童・生徒の学校事故について、小・中学校の校長を対象に意識調査を実施した。その結果、第一に、インシデントすら経験したことがないと回答する校長が約35%存在していること、第二に、学校事故やインシデントの発生を認識した校長は、人員配置の不足を感じていることが明らかとなった。

他方、裁判例の分析の結果からは、第一に、障害を有する児童・生徒が被害者となった事案が多数を占める一方で、加害者側として関係している事案も一定数存在すること、第二に、体罰に関わる事案の中にも、特別支援教育の対象となる児童・生徒が被害者として顕在化する割合が一定数に上っていることが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：

We conducted a survey research to principals of elementary schools and junior high schools in regard to school incidents caused to/by students with special needs. As a result, we found the following points:

It is possible that the principals may not be able to fully utilize what they learned from past school incidents and related experiences as an opportunity for recognition of the risks thereafter and risk prevention.

On the other hand, after looking up related precedents, we realized the following points:

1) Although in majority of the precedents students with special needs were the injured student, in certain precedents students with special needs were the student who caused the accident.

2) Among the precedents related to corporal punishment, there were certain numbers of precedents that students with special needs were the victim.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：学校事故，教育裁判，特別支援教育，障害

1. 研究開始当初の背景

2007（平成19）年4月1日、障害を有する児童・生徒（以下、「障害児」）の教育システムが、特殊教育から特別支援教育へと大きく転換した。特別支援教育は、分離教育を基本とする従来の特殊教育とは異なり、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害へとその対象を拡大し、支援を必要とする子どもが在籍する「全ての学校」において実施することを前提としている。「障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎」（文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」）とされる特別支援教育の理念は、サラマンカ宣言（1994年）や障害者権利条約（2006年）等に象徴されるノーマライゼーション思想の普遍化という国際的潮流と軌を一にするものであり、障害児と健常児が共に学ぶインクルーシブな教育を積極的に指向するものといえる。

しかしながら、障害児に対する学習支援を主たる任務とする特別支援学校は別として、多くの学校では、障害児と健常児の共生、インクルーシブな教育という特別支援教育の理想を実現するに足りる予算措置や人員配置が十分に講じられているとは言い難い。その結果、施設・設備の不備、障害児をフォローする教職員の不足、慎重な配慮を必要とする障害児の特性に対する認識の不足等に起因し、障害児に関わって、学校事故（体罰等を包含する広義の学校事故）が発生するリスクは、従来と比較してより高まっていると考えられる（大阪地方裁判所判決平成20年7月18日、東京地方裁判所判決平成20年5月29日等）。

更に、近年、学校教育の法化現象が一層進行し、教育関係を権利・義務の視点から捉えようとする保護者が増加する中、学校事故一般が訴訟問題化する傾向が顕著に見られる（坂田仰「教育紛争解決制度の一断面—法化現象の進展と裁判例の動向—」日本教育制度学会第11回大会発表，2003年）。

この状況下において、障害児に関わる学校事故に対するリスクマネジメント、危機管理の確立は、学校経営上、喫緊の課題といえる。

2. 研究の目的

本研究は、障害児に関わる学校事故について、教育学、法学等の学際的視点から分析し、今後、学校経営において大きな位置づけをしめると予測される特別支援教育分野における学校事故について、そのリスクマネジメント、危機管理の在り方を明らかにすることを目的としている。

本研究の学術的特色としては、次の二点を挙げることができる。

第一に、この領域における学術的蓄積の不足を解消しようとする点である。障害児に関わる学校事故が発生するリスクは、近年、急激に上昇している。にもかかわらず、特別支援教育に関する研究と学校事故に関する研究が交錯する「障害児の学校事故」に関する領域は、これまで両研究の狭間に陥り、十分な学術的蓄積が存在していない。この点を克服しようとする点が、第一の特色といえる。

第二に、教育学的知見と法学的知見を統合し、学際的視点から、体系的、総合的にアプローチしようとする点である。学校教育に関わる紛争、訴訟は、子どもの成長・発達を専門的視点から如何に支援するかという教育の本質と関連し、権利・義務関係という視点のみでは妥当な解決を得ることは困難である。障害児の事故を考える上でも同様の構図が成立し、両者の学際的視点からの分析が不可欠であり、現実的な応用可能性を期待することができる。

3. 研究の方法

障害児に関わる学校事故の特徴、特殊性を踏まえたリスクマネジメント、危機管理体制の標準的手法の確立を図るため、以下の二つの方法を用いて研究を進めた。

（1）学校現場におけるリスクマネジメント、危機管理に関する現状分析

<障害児に関わる学校事故の危機管理に関する意識調査>

①A 県対象

【調査方法】 郵送による質問紙形式

【調査対象】 A 県下の4市がそれぞれ設置する小・中学校（全89校）の校長

【調査時期】 2011年1月～2月

【回収率】 回収：71校，回収率：79.8%

②B 県対象

【調査方法】 郵送による質問紙形式

【調査対象】 B 県下の6市町がそれぞれ設置する小・中学校（全189校）の校長

【調査時期】 2011年6月～8月

【回収率】 回収：156校，回収率：82.5%

③C 県対象

【調査方法】 郵送による質問紙形式

【調査対象】 C 県下の23市町村がそれぞれ設置する小・中学校（全410校）の校長

【調査時期】 2011年10月

【回収率】 回収：247校，回収率：60.2%

④D 県対象

【調査方法】 郵送による質問紙形式

【調査対象】 D 県下の2市がそれぞれ設置

する小・中学校（全 46 校）の校長

【調査時期】 2011 年 10 月

【回収率】 回収：30 校，回収率：89.1%

（2）障害児の学校事故に関わる裁判法理の抽出

最高裁判所判例集をはじめとする公式の裁判例集，判例時報，判例タイムズ，判例地方自治等の専門誌，オンラインデータベースを活用し，障害児の学校事故に関わる裁判を収集，分析し，その裁判法理の抽出作業を行う。「特別支援教育に関する研究」と「学校事故に関する研究」が交錯する領域の特殊性を考慮し，また，障害児に関わる学校事故に対するリスクマネジメントに関して学校現場へ還元可能な裁判法理の客観的傾向を明らかにするため，多様なメディアを活用し，可能な限り多くの裁判例を収集，分析するよう努めた。

第一段階として，まず，障害児に関わる学校事故の事案，裁判例を収集，分析し，類型化する作業を行った。次に，第二段階として，学校事故一般との比較，分析を通じて，障害児に関わる学校事故の特徴，特殊性を抽出し，リスクマネジメント，危機管理の確立に必要な考慮要素を明らかにすることを試みた。

4. 研究成果

（1）学校現場におけるリスクマネジメント，危機管理に関する現状分析

<障害児に関わる学校事故の危機管理に関する意識調査>

①定義

本調査における「学校事故」とは，「身体に傷害を負う事故」を指し，「インシデント」とは，「事故には至らなかったが，もしかすると事故を起こしたかもしれない，ひやりとしたり，はっとした事例」を指す。また，以下では，「小・中学校における特別な教育的支援を必要とする児童・生徒」を，「支援児童・生徒」と略称する。

②分析の視点

リスクマネジメントの第一の局面である「リスク発見・確認」を巡っては，学校管理職には，「学校組織を取り巻く環境の変化とともに，新たなリスクが芽生えている可能性を意識すること」が要請される（露口健司「学校組織における信頼構築のためのリスクマネジメント」『教育経営学研究紀要』第 10 号，2007 年）。このことは，学校組織におけるリスクマネジメントが機能するか否かは，学校組織のリーダーたる校長が，リスクが芽生えている可能性を適切に認識できるか否かに左右されることを意味するものと考えられる。

では，本研究が主眼とする，支援児童・生徒に関わる「学校事故」のリスクの芽生えを

認識できるリーダーとは，どのような校長であろうか。リスクの芽生えを認識する契機には多様なものが考えられるが，例えば過去の危機の経験に学ぶことがその一つといえる

（インターリスク総研『実践リスクマネジメント [第 4 版]』経済法令研究会，2010 年）。これを踏まえると，校長の過去の事故経験やインシデント経験は，リスクマネジメントの第一段階である「リスク発見・確認」の契機の一つとして捉えることが可能である。そして，少なくとも過去にこうした事故やインシデントが発生したと認識しているリーダーは，学校事故のリスクの芽生えを認識する契機を得ているものと考えられる。

こうした経験を有するリーダーは，支援児童・生徒の在籍率や特別支援教育の実施状況等に対し，どのような認識をもっているのだろうか。また，支援児童・生徒に関わった学校事故・インシデントを経験したという認識を，その後のリスク認識の機会として生かすことができているのだろうか。

本調査では，この点に着目し，次の 2 つの課題を設定した。

【研究課題①】

支援児童・生徒に関わった学校事故又はインシデントを経験したという認識は，特別支援教育の実施状況等に関する認識と関連があるのか。あるとすれば，それはどのような認識との関連か。

【研究課題②】

支援児童・生徒が学校事故に巻き込まれる可能性に対する認識は，学校事故又はインシデントを経験したという認識や，特別支援教育の実施状況等に関する認識と関連があるのか。あるとすれば，それはどのような認識との関連か。

なお，報告では，紙幅の関係から，A 県の小・中学校の校長を対象としたアンケート調査の分析結果の一部を提示することとする。

③分析の方法

【研究課題①】を明らかにするため，特別支援教育に関する校長の認識を被説明変数，学校事故又はインシデント発生時の認識の有無を説明変数として，マンホイットニーの U 検定，部分的にカイ二乗検定を用い，「事故又はインシデント発生時の認識の有無によって異なる校長の認識」を探索する。

次に，【研究課題②】を明らかにするため，支援児童・生徒が学校事故に巻き込まれる可能性に対する校長の認識と，特別支援教育の現状や学校事故・インシデント発生に関する校長の認識との相関係数を求め，関連性が見られる特性を抽出する。相関係数の検定には，スピアマンの順位相関係数を使用する。

なお、分析に使用した質問項目は、表1による。

表1 質問項目	
(a) 学校事故又はインシデントの発生に関する認識	これまでの教職経験の中で支援児童・生徒が関わる学校事故が発生したか
	これまでの教職経験の中で支援児童・生徒が関わるインシデント事例が発生したか
(b) 支援児童・生徒の在籍率に関する認識	通常学級における支援児童・生徒の在籍率 6.3% (文科省調査) に対する印象
	自校の通常学級における支援児童・生徒の在籍率
	平成19年度以降の通常学級における支援児童・生徒の在籍率の変化
	今後の通常学級における支援児童・生徒の在籍率の変化
(c) 自校における特別支援教育の現状に対する認識	教職員の理解不足
	教職員の専門性不足
	特別支援教育コーディネーターの活用が不十分
	保護者の相談ニーズの増加
	特別支援教育実施のための人員配置の不足
	支援児童・生徒の受入れのための設備面の整備が不十分
	特別支援教育を実施していくための財源の不足
(d) 自校における特別支援教育の実施状況	校内委員会の設置
	特別支援教育コーディネーターの指名
	個別の指導計画の作成
	個別の教育支援計画の作成
	巡回相談の実施
	専門家チームの設置
	校内研修の実施
	特別支援教育支援員の配置
	学校ボランティアの配置
	交流及び共同学習の実施

④分析結果

【研究課題①】に関連して、次の点が明らかとなった。第一に、支援児童・生徒が関わった学校事故の発生を認識している校長は、事故発生を認識していない校長よりも、①通常学級に在籍する支援児童・生徒の在籍率が高いと回答する傾向にあること(図1)、②自校において特別支援教育を実施していくための人員配置の不足を感じていること(図2)、③特別支援教育支援員を多く配置していること、である。

また、支援児童・生徒が関わったインシデ

ントの発生を認識している校長は、インシデントの発生を認識していない校長よりも、①自校において特別支援教育を実施していくための人員配置の不足を感じていること、②自校において支援児童・生徒を受け入れるための設備面の整備が不十分であると感じていること、が明らかとなった。

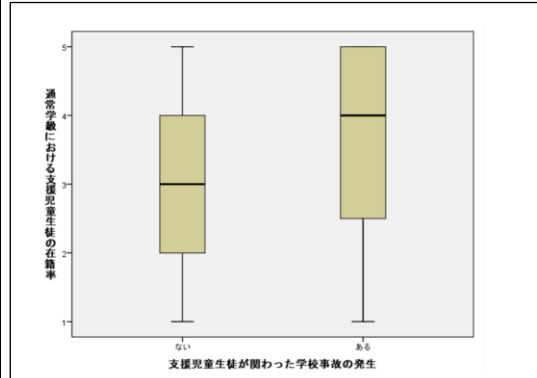


図1 支援児童・生徒の在籍率との関連

※支援児童・生徒が関わった学校事故を経験したことがある群と、経験したことのない群に分け、自校の通常学級における支援児童・生徒の在籍率(5件法: 2%未満, 2~4%未満, 4~6%未満, 6~8%未満, 8%以上)との関係を検討した。その結果、支援児童・生徒の在籍率について、学校事故を経験したことがある群と、そうでない群の中央値には有意な差が認められた(マンホイットニーのU検定, $p < 0.05$)。

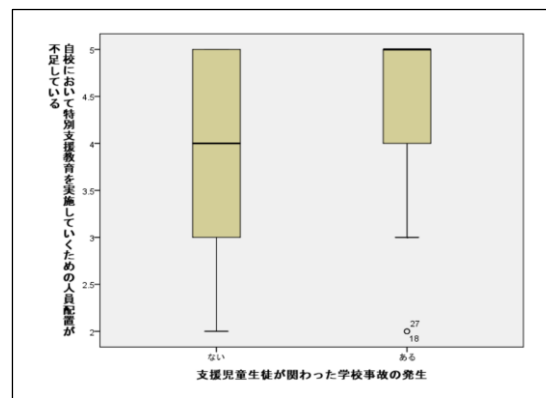


図2 人員配置の不足との関連

※事故発生の認識の有無によって分けた2つの群について、自校における特別支援教育を実施していくための人員配置の不足に対する認識の相違を検討した。「人員配置の不足に対する認識」(5件法: 全く思わない, あ

まり思わない、どちらとも言えない、やや思う、とても思う)について、支援児童・生徒が関わった学校事故の発生を認識していると回答した群と、そうでない群の中央値には有意な差が認められた(マンホイットニーのU検定, $p < 0.01$)。

【研究課題②】に関連しては、次の点が明らかとなった。第一に、平成19年度以降、支援児童・生徒の在籍率が高まっているという認識と、そうした児童・生徒が、平成19年度以降、学校事故に巻き込まれる可能性が高まっているという認識には関連があること(図3)、第二に、今後、支援児童・生徒の在籍率が高まっていくという認識と、そうした児童・生徒が、今後、学校事故に巻き込まれる可能性が高まっていくという認識には関連があること、そして第三に、平成19年度以降、支援児童・生徒が学校事故に巻き込まれる可能性が高まっているという認識と、そうした児童・生徒が関わる事故が、今後も高まっていくという認識には、関連が見られるということである。

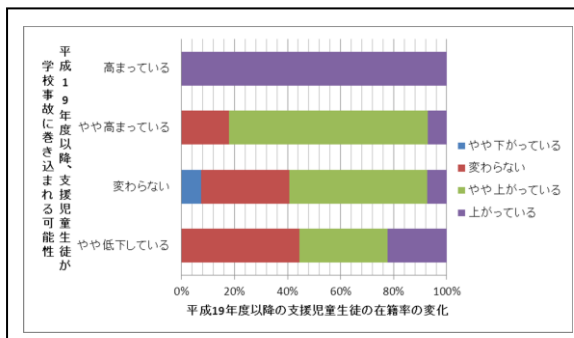


図3 平成19年度以降、支援児童・生徒が学校事故に巻き込まれる可能性と在籍率の変化

※平成19年度以降、支援児童・生徒が学校事故に巻き込まれる可能性と、平成19年度以降の通常学級における支援児童・生徒の在籍率の変化との関連は、やや弱い正の相関が見られた($r=0.337$ $p < 0.01$)。

⑤考察

以上の分析結果を踏まえて、本調査から得られた知見について考察を行う。

第一に、全体の9割以上の小・中学校に特別支援学級が設置されており、通級による指導を受けている児童・生徒が全体の5割以上の学校で存在しているにもかかわらず、そもそも、インシデントすら経験したことがないと回答している校長が、全体の約35%存在し

ていた。学校は、常に事故のリスクを内包している。ここに支援児童・生徒が加われば、おのずとリスクは高まることが推察される。

インシデントがあったのにそれをインシデントと認識できない鈍感さは、リスクをリスクとして認識できる契機の損失を招くものと考えられる。インシデントが存在しないのではなく、リスクマネジメントの第一段階である「リスク発見・確認」の契機を逃している可能性が否定できないといえよう。

第二に、「支援児童・生徒が関わった学校事故又はインシデント発生の認識」と、「特別支援教育を実施していくための人員配置が不足している」という校長の認識が、結びついていることである。このことは、学校事故を経験している校長が、そうでない校長よりも特別支援教育支援員を多く配置する措置をとっていることから看取できる。また、「学校事故又はインシデント発生の認識」は、人員配置の不足に加えて、「支援児童・生徒を受け入れるための設備面の整備の不十分さ」の感じ方とも関連を有している。学校事故・インシデントの発生を認識した校長は、人員配置と設備面の整備の支援を必要としていることが確認されたといえる。

第三に、「通常学級における支援児童・生徒の在籍率が高まっているという認識」と、「支援児童・生徒が事故に巻き込まれる可能性が高まっているという認識」には関連があった。一方、「学校事故及びインシデントが発生したという認識」と、「支援児童・生徒が事故に巻き込まれる可能性が高まっているという認識」との間には、関連が見られなかった。

危機管理に関連する法則の一つとして、ハインリッヒの法則、すなわち、1つの重大事故の背後には29の中規模事故があり、その背後には300の軽事故が隠れているという法則が取り上げられるが、この法則は、小さなトラブルを監視することによって、大きなトラブルを未然に防ぐ可能性を示唆するものと解されている。学校事故におけるリスクマネジメントを行う際にも教訓とすることができると考えられ、本調査の結果から直接導き出されるものではないが、仮に過去の事故又はインシデント発生の認識を、続発防止の機会として捉えることができないとすれば、そこに課題が存在するといえよう。

(3) 障害児の学校事故に関わる裁判法理の抽出

「障害児に関わる学校事故」に関連する裁判例を広く収集し、分析を行った結果、以下の点が明らかとなった。

第一に、障害を有する児童・生徒が被害者となった事案が多数を占める一方で、障害を有する児童・生徒が加害者側として関係して

いると考えられる事案も一定数存在することが判明した（「多動障害児傘立て投げ落とし事故訴訟」前橋地方裁判所判決平成 14 年 6 月 12 日等）。学校事故における障害児の“加害者性”が強まれば、その分、事故の被害者側からは、学校に対し、支援の必要な児童・生徒を受け入れた責任を問う声が高まり、障害に応じた適切な指導が行われていたかが厳しく追及されることになる。

だがこうした学校現場の苦悩をよそに、障害の有無にかかわらず、共に教育を受けられるような教育制度の実現を求める声は高まる一方である。内閣府障がい者制度改革推進会議は、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成 22 年 6 月 7 日）において、「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合のほか、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める」べきことを提言した。これを受けて、2011（平成 23）年に改正された障害者基本法 16 条 1 項は、「第一次意見」の提言と比較すればややトーンダウンしているものの、国及び地方公共団体に対し、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策」を講じることを求めている。教育の場の統合という“理想”が先行する一方で、学校事故が起きた場合（特に支援児童・生徒が加害者となった場合）の対応やリスクマネジメントは、まだ十分とは言えない状況にある。この“理想”と“現実”の乖離をどう埋めていくかが、最大の課題といえる。

第二に、体罰に関わる事案の中に、特別支援教育の対象となる児童・生徒が被害者として顕在化する割合が、一定数に上ることが明らかになった（「ダウン症生徒体罰訴訟」神戸地方裁判所判決平成 17 年 11 月 11 日、「先天性の脳障害児体罰死事件」横浜地方裁判所川崎支部判決昭和 62 年 8 月 26 日等）。裁判例の分析を基に、小・中・高等学校並びに特別支援学校の学校長に対してヒアリングを

実施したところ、体罰被害者としての特別な教育ニーズを有する児童・生徒という概念に対して、認識の程度に大きな格差が存在するという調査結果が得られた。体罰に対する社会的批判が強くなる中、学校長が有するこの認識のギャップは、今後、特別支援教育の充実を進めていく上で問題を含むものといえるであろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

①坂田仰，障害を理由とした就学指定に対する変更申立ての可否，学校事務，査読無，第 61 巻第 7 号，2010 年，46-52 頁

〔学会発表〕（計 3 件）

①山田知代・坂田仰，生徒指導を巡る教師と「親」一体罰論に焦点を当てて一，日本教師学学会，2013 年 3 月 10 日，秋田大学

②山田知代・坂田仰，特別な支援を必要とする児童・生徒の学校事故に対する校長の認識，日本教育制度学会，2011 年 11 月 19 日，玉川大学

③坂田仰，特別な支援を必要とする児童・生徒に関わる学校事故の諸相－学校事故裁判の分析を通じて－，日本教育行政学会，2010 年 10 月 3 日，筑波大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂田 仰 (SAKATA TAKASHI)

日本女子大学・教職教育開発センター・教授
研究者番号：70287811

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

(4) 研究協力者

山田 知代 (YAMADA TOMOYO)

筑波大学大学院・人間総合科学研究科・博士
後期課程 3 年